

総社市告示第106号

総社市災害援護資金利子補給要綱を次のとおり定める。

平成30年9月26日

総社市長 片岡 聡 一

総社市災害援護資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨による被害により、総社市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年総社市条例第126号。以下「条例」という。）第12条の規定により災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に対し、その金利負担の軽減を図るため、予算の範囲内において利子補給金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付額)

第2条 利子補給金の交付額は、貸付けに係る利子（延滞利子を除く。）の全額とする。

(交付申請)

第3条 利子補給金の交付を受けようとする借受人（以下「申請者」という。）は、所定の交付申請書に市長が別に定める書類を添えて、毎償還金支払期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受け付けたときは、速やかにこれを審査し、利子補給金の交付の適否を決定し、所定の交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付)

第5条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な手段により、利子補給金の交付の決定を受けたときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関しては、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。